

# 大正大学公共政策学会規約

第1条 (名称) 本会は、大正大学公共政策学会と称する。

第2条 (事務局) 本会の所在地は大正大学公共政策学科とする。

第3条 (目的及び活動) 本会は、大正大学における公共政策に係る研究・教育の推進を目的とし、大正大学を拠点として以下の活動を行う。

- (1) 年報の発行
- (2) 前号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 (会員) 本会の会員は大正大学社会学部公共政策学科の専任教員で、入会申し込みをした者とする。

第5条 (会費) 会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。年会費の金額については10,000円とする。

第6条 (会計) 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7条 (役員) 本会に次の役員を置く。

会長 1名

幹事 若干名

会計監査 1名

第8条 (役員の出選等)

会長は、総会において会員の中から選任する。

2 幹事および会計監査は、会長が指名する。

3 会長、幹事、会計監査は、相互に兼ねることができない。

第9条 (役員の仕事)

会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 幹事は、幹事会の構成員となり、会務を執行する。

3 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

第10条 (役員の仕事)

役員の仕事は、1年とする。ただし再選を妨げない。

第11条 (総会)

総会はこの規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を審議する。

第12条 (総会の開催)

総会は、毎年1回開催する。

2 幹事会は会長が必要と認めるとき、幹事の3分の1以上から総会の目的を示して開催の請求があったとき開催する。

第13条 (事業計画及び予算)

本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の承認を得なければならない。

第14条 (事業報告及び決算)

本学会の事業報告及び決算は、会長が作成し、決算については会計監査の監査を経て、その事業年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

第15条 (規約改正) 規約の改正は会長または幹事会が原案を作成し、総会で承認を得る。

第16条 (雑則) 本会の運営およびこの規則の施行に関して必要な事項は別に定める。

附則 この規約は、令和2年4月15日から施行する。

附則 第6条の規定にかかわらず、初年度の会計年度は、令和2年4月15日から令和3年3月31日までとする。